公開日：２０２５年5月３０日

令和７年度　省エネルギー設備投資利子補給金
利子補給対象事業者向けよくあるご質問と回答

No	ご質問	回答
1	省エネルギー設備投資利子補給金はどのような事業ですか。	本事業は、省エネルギーに資する設備投資（利子補給対象事業）を行う民間団体等（利子補給対象事業者）に対して、沖縄振興開発金融公庫及びＳＩＩが指定する機関（指定金融機関）が行った融資に係る利子補給金を交付する事業です。
2	利子補給対象事業者の定義はありますか。	国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主が対象です。
3	利子補給対象事業の対象要件はありますか。	指定金融機関から受ける融資で、要件（ア）、要件（イ）、要件（ウ）のいずれかを満たす事業が対象です。 要件（ア）エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 要件（イ）省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が１%以上改善される事業。 要件（ウ）データセンターのクラウドサービス活用やＥＭＳの導入等による省エネルギー取組に関する事業。 ※要件の内容については、公募要領６ページ、公募説明動画、又は利子補給金ハンドブック<事業理解・事例集>をご確認ください。 ※参照先URL［公募要領・ハンドブック］https://sii.or.jp/rishihokyu07/financial-loan.html ※参照先URL［公募説明動画］https://sii.or.jp/rishihokyu07/session.html
4	他の補助金との併用は可能ですか。	国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条４項第１号に掲げる補助金、 及び同項第２号に掲げる資金を含む。）との併用はできません。
5	税制優遇との併用は可能ですか？	利子補給金側は、税制優遇との併用に関して制約を設けておりません。 税制側で補助金等との併用に関して制約がないかどうかは、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせください。
6	日頃から融資を受けている金融機関が、 指定金融機関かどうか知りたいのですが、 どこで確認すればいいですか。	ＳＩＩホームページの「指定金融機関」のタブを押下していただきますと、指定金融機関の一覧をご覧いただくことができます。 ※参照先URL［指定金融機関一覧］https://sii.or.jp/rishihokyu07/financial-list.html
7	利子補給金は誰に支払われますか。	利子補給金は、指定金融機関へお支払いします。 ※但し、平成２６年度から平成２９年度に金銭消費貸借契約がされている継続融資分については、利子補給対象事業者へお支払いをします。
8	指定金融機関ではない金融機関から受ける融資は対象とすることはできますか。	指定金融機関ではない金融機関から受ける融資を対象とすることはできませんが、当該金融機関が指定金融機関に登録されれば対象となります。 ※別途ＳＩＩにて指定金融機関の公募を実施しており、随時、指定金融機関を追加しています。
9	導入する設備の契約日・発注日に制限はありますか。	契約・発注は２０２５年度以降であることを対象としています。
10	導入する設備が電気で稼動する設備ではありませんが、対象となりますか。	導入する設備が電力で稼動する設備でなくても、ガスや石油等、エネルギーを消費する設備であり、本事業の要件を満たす場合に対象となります。
11	トップランナー対象品目であっても、その設備が トップランナー基準を満たさない場合は対象になりますか。	対象外です。 トップランナー対象品目であっても、各設備の各区分で定められた基準を満たさない設備も製造、販売されています。
12	車両や重機は対象になりますか？	本事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された一つの工場・事業場であることが必要です。この事業要件を満たしていることを証明する資料を提出した場合、対象になる可能性はあります。
13	利子補給金の交付の対象となる融資に、運転資金（給与、他の返済、単純な借り入れ等）の融資は対象になりますか。	運転資金（給与、他の返済、単純な借り入れ等）は、交付対象融資額の対象外です。
14	リースを活用して導入する設備に利子補給金は申請できますか。	申請できません。
15	交付対象融資額に上限はありますか。	１事業あたりの交付対象融資額の上限は１００億円です。 ※１事業あたりとは、例えば、要件（イ）原単位改善の申請の場合、工場・事業場全体における原単位改善の計算に用いた新設・増設設備の全てを指しています。 また、複数年に渡っても事業は１つと捉えますので、各年度で融資額が分かれることがあっても、１つの事業として１００億円を上限額としています。
16	融資計画書は事業者が作成するのですか。	融資計画書は、利子補給を希望する事業者と指定金融機関が共同で作成します。
17	融資計画書は事業者が提出するのですか。	融資計画書は指定金融機関が提出します。
18	省エネ計算の裏付け資料には、どのようなものを提出すればよいですか。	設備のカタログや仕様書又は実測データ、図面等の省エネ計算の裏付け資料を添付してください。 要件（ア）で申請する導入設備が、令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（以下、省エネ補助金）で、別途登録済みのユーティリティ設備、またはトップランナー設備（高効率空調（電気式パッケージエアコン、ガスヒートポンプエアコン、チリングユニット）、産業用モータ、制御機能付きLED照明器具、変圧器）である場合、省エネ量計算ツールで表示される見込み省エネルギー量を用いることができます。また、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。 ただし、導入設備のカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料は提出が必要ですのでご注意ください。 同、省エネ補助金で登録済みの生産設備（工作機械、プラスチック加工機、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン）である場合、製品情報証明書を提出することで、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の裏付け資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。 ただし、導入設備のカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料は提出が必要ですのでご注意ください。 ※省エネ補助金で登録済みの設備は省エネ補助金のＳＩＩホームページ（https://sii.or.jp/setsubi06r/search/） から検索が可能です。 ※審査の過程で、追加資料等を求める場合がございます。